

## 議案第 53 号

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 6 第 1 項中「及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第 4 号までに掲げる寄附金及び」に改める。

附則第 5 条の 2 中第 14 項を第 16 項とし、第 13 項を第 15 項とし、第 12 項を第 13 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

14 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 5 条の 2 中第 11 項を第 12 項とし、第 7 項から第 10 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附則第 27 条の 2 を削る。

附則第 31 条の 2 中「甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年 6 月条例第 19 号）」を「甲府市市税条例の一部を改正する条例（令和 6 年 6 月条例第 号）」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 27 条の 6 第 1 項の改正

規定、附則第 27 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条ただし書の規定による改正後の甲府市市税条例第 27 条の 6 第 1 項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

#### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴う所要の改正を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。